【追加募集】

令和7年度

上越市住宅リフォーム促進事業(子育て・若者夫婦世帯支援枠)

上越市では、子育て・若者夫婦世帯の住環境の向上及び市内経済の活性化を図るため、子育て及び家事負担軽減のための住宅リフォーム工事を施工業者に発注して実施する人に対し、その経費の一部を補助します。

〇補助申請受付期間(追加募集分)

令和7年7月18日(金)~令和7年8月18日(月)まで

- ※受付期間中に予算額に達した場合は抽選を行い、予算額に達しなかった場合は引き続き期間後も先着順で受け付けます。
- 申請書は持参してください。(郵送での申請は受付しません。)
- 受付場所:上越市役所 建築住宅課(総合事務所では受付しません。)
- 受付時間:市役所開庁日の午前9時から午後4時まで ※左記時間以外は、受付しません。
 - ※本事業の当初分において補助金の交付を受けた住宅は申請できません。

くご注意ください>

- ○契約は、補助金交付決定後に行ってください。(申請 → 交付決定 → 契約 → 工事着手)
 - ※ 補助金交付決定予定日 8月25日(月)頃
 - ※ 交付決定通知書は郵送で送付します。
 - ※ 落選された人には、落選通知書を送付します。
 - ※ 抽選にならなかった場合で8月19日(火)以降の申請分の交付決定通知書は、受付日から 概ね2週間後に送付します。
- ○施工前・施工中・施工後の写真を忘れずに撮影し、申請時に施工前の写真、実績報告時に施工中、 施工後の写真を提出してください。
 - ※ 撮り忘れや不足があった場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ○事前に申請書類や要件をしっかりと確認してから申請してください。
 - 申請書を受理した場合であっても、要件を満たしていないこと等が判明した場合は、交付決定を取り消す場合があります。

お問い合わせ

上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係

住 所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第1庁舎3階 電 話 025-520-5786

1 事業の概要

(1) 補助対象者

- ① 子育て・若者夫婦世帯※1 であり、かつ、市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている 人、または定住を目的に空き住宅をリフォームする個人(市外の方も含む)で、補助事業実績報告 書の提出期限までにリフォームを完了した空き住宅に住民票を移すことができる人。
- ② 市税等を滞納していないこと。
- ③ 公共下水道等が供用開始されている区域にある住宅については、申請時において公共下水道もしくは農業集落排水に接続済み、または当事業の補助対象工事で接続予定、もしくは「排水設備等計画確認申請書」を市ガス水道局管路課へ提出済みであること。
- ④ 次の指定した期限までに補助事業実績報告書を提出することができること。
 - ・補助事業が完了した日から1か月以内※2 【最終提出期限:令和8年2月27日(金)】
 - ※1 子育て世帯とは、「令和7年4月1日時点において、18歳未満の子で扶養を受けているものが 一人以上いる世帯又は妊婦を含む世帯」をいいます。

若者夫婦世帯とは、「令和7年4月1日時点において、本人又はその配偶者のいずれかが39歳以下である世帯」をいいます。

※2「補助事業が完了した日」とは、工事完了後に代金を支払った日をいいます。

(2) 補助対象住宅

- ① 補助対象者が所有し、かつ居住している市内の住宅等
 - 店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用住宅については、補助対象者の居住部分が対象
 - マンション等の集合住宅にあっては、補助対象者が専有する部分が対象
- ② 補助対象者が所有し、定住を目的に再生する市内の空き住宅等

(3) 補助対象工事

【子育て・若者夫婦世帯支援枠】(必須)

対象工事費が4万円以上(消費税込)で4ページに記載の工事

【一般枠部分】

対象工事費が10万円以上(消費税込)で5ページに記載の工事

- ※ 一般枠部分について、次の費用は補助対象になりません。
 - 1 設計に要する費用

(ただし、下水道接続工事にかかる設計費は補助対象)

2 外構工事に要する費用

(補助対象工事となっている塀・門の造り替え工事、玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事、玄関乗入れ口のスロープ・手すり設置工事は除く。)

3 家電製品及び家具等の購入費用

(設置に工事を伴わないもの及びエアコンの購入設置など軽微な工事で設置できるものなど)

4 その他、補助対象として認められない費用

(4) 施工業者の条件

市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限ります。ただし、市外に本社を有する法人または個人事業者により建築された住宅等をリフォームする場合は、当該事業者も可能です。(<u>その場</u>合、建築したことを証明する書類または当時の確認申請の写しの提出が必要です。)

(5) 補助額

【子育て・若者夫婦世帯支援枠】(必須)

補助対象工事に要する費用の50%とし、40万円を限度とします。

(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

【一般枠部分】

補助対象工事に要する費用の20%とし、10万円を限度とします。

(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

(6) 予算額(追加募集分)

1,000万円

(7) 補助金交付決定予定日

- 8月25日(月)頃
- ※ 郵送で交付決定通知書を送付します。
- ※ 落選された人には落選通知書を郵送します。
- ※ 抽選にならなかった場合で8月19日(火)以降の申請分の交付決定通知書は、受付日から概ね2 週間後に郵送します。

(8) 申請方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、市役所木田第1庁舎3階建築住宅課に提出してください。郵送での申請は受け付けません。

また、提出いただいた申請書類等は、返却できません。

※ 詳しくは、7ページ「3 申請時の提出書類」、9ページ「4 申請から補助金入金までの流れ」 をご覧ください。

!!!ご注意ください!!!

- 1 補助を受けようとする人は、必ず契約を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから契約し工事に着手してください。交付決定前の工事契約や着手は補助事業の対象外となります。
- 2 公共下水道または農業集落排水の供用開始区域にある住宅については、申請時において、次の ア〜ウのいずれかに該当していることが条件となります。
 - ア 公共下水道または農業集落排水に接続済みであること。
 - イ 当事業の補助対象工事で接続すること。
 - ウ 「排水設備等計画確認申請書」をガス水道局管路課へ提出済であること。
- 3 <u>建築基準法における改築、増築、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替で確認申請等が</u> 必要な場合には、以下の書類を申請時または工事着手前までに提出してください。
 - ア 建築基準法第6条で定めている確認申請が必要な場合、その確認済証の写し
 - イ 確認申請書の提出が必要な場合を除き建築基準法第15条第1項に定める工事届の届出が 必要な場合、経由印が押印された工事届の写し
 - ※増築の例:吹きさらしの玄関ポーチやベランダを風除室等として囲う工事
 - ※大規模の修繕又は大規模の模様替の例:木造2階建ての住宅で、屋根全面を野地板を含め、 ふき替える工事や、外壁全面を下地を含め張り替える工事
- 4 塀・門の造り替え工事をする場合は、申請時に付近見取図、配置図および構造詳細図の提出が 必要となります。また、市内準防火地域に指定されている地域の場合、補助金の交付申請時また は工事着手前に建築基準法第6条に定められた確認申請書の写しの提出が必要となります。
- 5 この補助金は、国や都道府県、市の他の補助制度との同一工事での併用利用はできません。 また、工事内容が別であっても「一般枠」、「連たん家屋防火対策枠」、「空き家定住促進利活用 補助金」、「定住促進生家等利活用補助金」との併用利用はできません。

既に本事業(子育て・若者夫婦世帯支援枠)の当初分の交付決定を受けた人も対象となりません。

- 6 工事完了後の補助金実績報告時において、施工前、施工中、施工後の写真の撮り忘れや、添付 資料に不足があると、補助金交付決定を取り消す場合があります。
 - ※ 写真は、工事種別ごと・施工箇所ごとに撮影し提出してください。 なお、写真内又は写真を貼り付けた用紙の余白に、撮影日を記入してください。

2 主な補助対象工事

表 1 主な補助対象工事一覧(子育て・若者夫婦世帯支援枠)

	項目	具体例
1	子ども部屋の新設又は拡張に係る増築工事	・新たに子ども部屋を増築する工事・子ども部屋を拡張する増築工事
2	子ども部屋の居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るための工事	・畳部屋をフローリングにする工事・床暖房設備を設置する工事※エアコン設置工事は製品の購入が主のため、対象外となります。
3	子どもが使用する居住環境又は住宅 機能における子どもの事故防止又は 被害の軽減を目的とする工事	 衝突事故防止のためのドアストッパー又はドアクローザーの設置や作り付け家具の出隅の面取りに係る工事 ・落下防止柵又は壁の設置工事 ・建具の指はさみ防止ストッパーやカバーの設置工事 ・進入防止や閉込防止にかかる鍵の設置や工事を伴うチャイルドフェンスの設置工事
4	子どもの様子が把握しやすい間取りにする工事	・対面形式キッチンへの改修工事・子どもを見守れる間取りへの改修工事
5	家事の負担の軽減に資する設備を設 置する工事	・ビルトイン食器洗浄機の本体の設置工事 ・ビルトイン自動調理対応コンロの本体の設置工事 ・掃除しやすいレンジフードの設置工事 ・工事を伴う宅配ボックスの設置工事 ※補助の対象は、ビルトイン食器洗浄機の製品金額及びその 部分の設置に伴う工事費のみです。

表2 主な補助対象工事一覧(一般枠部分)

可否 ··· ○:対象 ×:対象外 △:条件あり

	対象工事	可否	特記事項
	屋根の葺替・塗装	0	15555 7.
	外壁の張替・塗装	0	
		_	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	雁木の設置・交換	Δ	中の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
外	シャッターの設置・交換	0	
装	サッシの取付・交換	0	
工事	ベランダ・風除室の設置・改修	Δ	ベランダや玄関ポーチを囲み、風除室とする場合で、建築基準法による確認申請または工事届の提出が必要な場合は、申請時または着工前までに提出すること。
	ウッドデッキの設置・改修	Δ	住宅の1階掃き出し窓との段差が少なく、屋内とのつながりがあるもの。
	雪止め金具・雪庇防止フェンス・屋根雪下ろし命網 固定アンカーの設置・改修	Δ	屋根雪下ろし命綱固定アンカー・雪庇防止フェンスは住宅部分に限り補助対象。 市の他の補助制度の利用部分を除く工事について、対象とする。
_	床板・内壁・天井の改修 部屋の間取り変更	0	
内	引き戸・ドアの設置・改修	0	
装	襖の張替、畳の入替・表替	0	
ュ	玄関・廊下等の拡幅、手すりの取付	Δ	
	浴室・便所の改良	Δ	 市の他の補助制度の利用部分を除く工事について、対象とする。
事	床の段差解消、床表面の滑り止め、階段昇降機の設置	Δ	THE STATE OF THE S
外装	住宅用附属家(物置・車庫)の改修	Δ	住宅用の附属家であり、固定資産税課税台帳に登載されている家屋であること。対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とする。
•	増築・一部改築(住宅・住宅用附属家)	Δ	建築基準法による確認申請または工事届の提出が必要な場合は、 申請時または着工前までに提出すること。
内装工事共通	断熱材充填工事(外壁・屋根・天井)	0	
上事	土台・基礎の工事、アスベスト除去工事	0	
芟	防水工事	0	防水剤の塗布、雨戸の設置、配管の入れ替え修繕など。 騒音の障害を防止及び軽減する工事。
進	防音工事	0	(防音サッシの設置、防音壁の設置等)
	耐震化工事	Δ	耐震補強工事で基礎の部分的な補強、部分的な壁の設置など。
	照明設備の設置・交換 システムキッチンの設置・交換	0	施工業者が設置するものであること。
	ビルトインコンロ・換気扇の設置・交換	Δ	ガスコンロ・I H クッキングヒーターなど単品製品(キッチンと 一体となっていないもの)のみの購入は対象外。
	浴槽・洗面化粧台・便器の設置・交換	Δ	便器の交換において、便座のみの交換は対象外。
設	給水・排水・ガス等の配管の設置・交換	0	
備	下水道等接続工事(排水設備工事)	Δ	浄化槽の撤去工事、下水道等接続工事に伴うコンクリート補修工事も含む。 市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
工事	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え工 事	Δ	合併処理浄化槽整備区域又は合併処理浄化槽転換区域にある住宅に限る。
<u> </u>	給湯器の設置・交換	0	
	エコジョーズの設置・交換	Δ	市の他の補助制度を利用している場合、購入費を除いた設置工事
	エネファームの設置・交換 ペレットストーブ・薪ストーブの設置	Δ	費を対象とすることにより、併用可。 薪ストーブは、内装の不燃化工事等を伴うものに限る。
	太陽光発電システムの設置	0	か ハ フ の、 ドッダ ハ・ドッグ・ ・ ※ 1 1 1 1 1 1 1 1 1
L	防犯システム等の設置・改修	Ö	防犯カメラ、補助錠、センサーライト、防犯ガラス等の設置など。
外	玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事	Δ	玄関乗入れに不要な住宅敷地の舗装は対象外。(→P12参照)
外構工事	玄関乗入れ口のスロープ・手すりの設置工事	Δ	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
事	塀・門の造り替え ※要事前相談	Δ	老朽化した既存ブロック塀・門を、建築基準法で定められた構造 で造り替えるものに限り、補助対象。
	門扉の改修工事	X	門扉は塀・門ではないため補助対象外。
対	離れの住宅・車庫・物置の新築工事 住宅の取り壊し(一部・全部)	×	別棟の新設工事はリフォーム工事ではないため補助対象外。 取り壊し及び取り壊しに伴う現状復旧はリフォーム工事ではな
象	カーテン・ブラインド等の設置	×	いため補助対象外。
外	家具・電化製品の購入、エアコンの購入設置	X	製品の購入が主なので補助対象外。
71.	改修工事の設計費	X	設計費は補助対象外。 ただし、下水道等接続工事にかかる設計費は補助対象。
	造園・シロアリ駆除及び防除	×	リフォーム工事ではないため補助対象外。

住宅リフォーム促進事業以外の支援制度

住宅リフォーム促進事業とは別の、住宅関係の支援制度は下記のとおりです。 支援対象や申請時期などの条件がありますので、詳しくは各課にお問い合わせください。

○ 省 エ ネ ル ギ ー 設 備 工 事 ・エネファーム設置工事 ・エコジョーズ設置工事 ・ガス衣類乾燥機設置工事	エネファーム導入助成金、エコジョーズ導入助成金ガス衣類乾燥機導入助成金 (ガス水道局経営企画課 025-522-5514)
バリアフリー化工事・玄関・トイレ等の手すり取付工事・床材変更や床表面の滑り止め工事・廊下や浴室等の段差解消工事・段差解消機や階段昇降機の設置工事	介護保険による住宅改修、高齢者向け住宅リフォーム (高齢者支援課 025-520-5708) 障害者向け住宅リフォーム、住宅改修費の助成 (福祉課 025-520-5695)
O 雪下ろし対策 ・住宅の克雪化(融雪式、落屑式、耐雪式)工事(新築・改良) ・命綱固定アンカー等の設置工事	克雪すまいづくり支援事業補助金 屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金 (建築住宅課 025-520-5786)
○ 空き家等対策・市外からの移住者が購入した空き家のリフォーム・転入や転居に伴う生家等のリフォーム	空き家定住促進利活用補助金 定住促進生家等利活用補助金 (建築住宅課 025-520-5786)
• まちなか居住推進地区でのリフォーム	まちなか居住推進事業補助金 (都市整備課 025-520-5764)
O 店舗等の整備 ・店舗や事務所の商業地への出店 に伴う改装	空き店舗等利用促進補助金 (産業政策課 025-520-5734)
○ そ の 他・排水設備工事(下水道への接続 工事、合併浄化槽設置工事)	排水設備工事費助成金 (ガス水道局供給計画課 025-522-5519) 合併処理浄化槽等設置費補助金 (生活環境課 025-526-5111)
・雁木部分の修繕、新築及び 雁木下部分の段差解消工事	雁木整備事業補助金 (文化振興課 025-520-5629)

3 申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 同意書
- (3) 事業計画書
- (4) 固定資産税・都市計画税納税通知書の写しなどリフォームする住宅等の所有者 が分かる書類

次の①~③のいずれかの書類を提出してください。

- ① 令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
 - ⇒「表紙」及び今回リフォームする住宅等が記載されている「課税明細書」部分の写し
 - ※ 車庫など附属家のリフォームを補助対象工事とする場合は、次の全ての写し が必要です。
 - リフォームする附属家が記載されている納税通知書の「表紙」及びその附属家の「課税明細書」部分の写し
 - 居住している住宅が記載されている納税通知書の「表紙」及びその住宅の「課税明細書」部分の写し(8ページ参考)
- ② 資産証明書(有料)

税務課・南北出張所・各総合事務所の窓口で、「家屋分」の資産証明書の交付申請をしてください。令和7年度に発行されたものに限ります。

- ※ 居住している住宅と工事する附属家の所有者名義が異なる場合は、それぞれ必要。
- ③ 登記事項証明書(登記簿謄本)(法務局にて有料) 対象住宅の所在地・所有者が分かるもので、令和7年度に発行されたものに限ります。
- ※ 対象住宅の購入後で間がなく、上記の書類に所有者が反映されない場合は、家屋の 売買契約書の写しを提出してください。
- (5) 子育て・若者夫婦世帯であることが確認できる書類

次の①~②のいずれかの書類を提出してください。

- ① 住民票
- ② 母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に属する人に限る。)
- (6) 工事見積書の写し

工事見積書の作成においては、下記に留意して作成してください。

- 補助対象工事と対象外工事を分けて作成してください。
- 補助対象工事の内、子育て・若者夫婦世帯支援枠、一般枠の工事を分けて作成して ください。
- 子育て・若者夫婦世帯支援枠の工事は、カタログ番号等を記載してください。

(7) 補助対象工事の内容や箇所が分かる写真や図面等

【子育て・若者夫婦世帯支援枠】

- 申請部分の工事着手前写真
- 子育て及び家事負担軽減に資する工事について、内容や工事箇所が確認できる図面
- 子ども部屋の新設又は拡張に係る増築工事を申請する際は、建物全体の図面
- 仕様等を確認するための製品等のカタログ

【一般枠部分】

- 増改築、間取りの変更工事は、工事前と工事後が分かる平面図。
- 下水道接続工事は、つなぎ込み経路が分かる平面図。
- 塀・門の工事は、付近見取図、配置図、構造詳細図等(詳しくは3ページの4を参照)
- 玄関乗入れ口の舗装工事は、工事範囲が分かる平面図。

(8) その他必要な書類

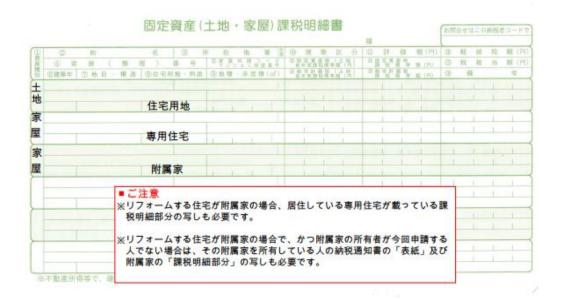
- 増築や大規模の模様替等で、3ページの3に該当する場合は、必要な書類の提出。
- 空き住宅を再生する場合は、「工事完了後定住することの誓約書」の提出。
- 市外本社の業者による工事の場合は、「建築したことを証明する書類」等の提出。
- 対象住宅の申請者と所有者が異なる場合は、「住民票」または「戸籍抄本」の提出。 (詳細は、11ページを参照)

<参考>

令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写しを提出する(例) 次の①と②のページの写しを提出してください。

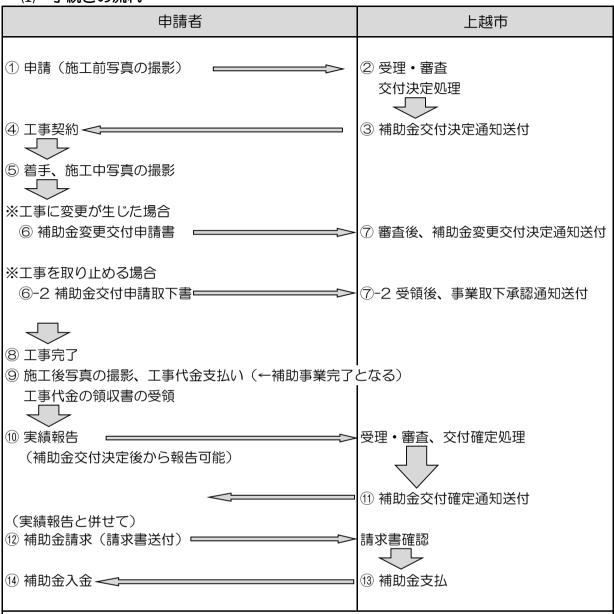


②課税明細書のうち、今回リフォームする家屋が記載されているページ



4 申請から補助金入金までの流れ

(1) 手続きの流れ



■補足説明

- ①:必要事項を記入のうえ、アページの「3 申請時の提出書類」を提出してください。
- ④:工事契約は、交付決定後です。
- ⑤:施工中、施工後の写真の撮り忘れにご注意ください。実績報告時に提出がない 場合、交付決定を取り消す場合があります。
- ⑩:実績報告は、⑨の補助事業完了から1か月以内に提出してください。

【最終提出期限:令和8年2月27日(金)】

- ⑫:補助金の振込先口座は、申請者名義の金融機関口座に限ります。
- ⑬:補助金は市から申請者(施主)に支払います。

(2) 工事に変更が生じた場合

⇒補助金変更交付申請書の提出

① 提出が必要な人:①申請した工事の施工業者や申請者を変更する場合。

②工事内容を大きく変更する場合。

② 提出時期:変更する前に速やかに提出してください。

③ 提出先 :上越市役所建築住宅課

④ 提出書類:ア 補助金変更交付申請書

イ 変更後の見積書の写し及び図面等

- ※ 工事費が減額となった場合、補助金額は変更交付申請額に基づいて減額します。
- ※ 工事費が増額となっても、補助金額は当初の補助金交付決定額から増額しません。

(3) 工事を取り止める場合

⇒補助金交付申請取下書の提出

① 提出時期:取り止めすることが決まったら速やかに

② 提出先 :上越市役所建築住宅課 ③ 提出書類:補助金交付申請取下書

(4) 工事が完了し、工事代金の支払いが終了した場合

⇒補助事業実績報告書の提出

① 提出期限: 工事代金を支払ってから1か月以内。【最終提出期限: 令和8年2月27日(金)】

② 提出先 :上越市役所建築住宅課

③ 提出書類:ア 補助事業実績報告書

- イ 工事請負契約書(工事注文書と注文請書でも可)(※1)の写し (変更契約した場合は、変更後または追加工事分の契約書の写しも必要)
- ウ 工事施工前(一般枠も申請の場合)、施工中及び施工後の写真(※2)
- エ 丁事代金の領収書(※1)の写し
- オ 変更後の見積書の写し

(工事費に増減があった方で、「補助金変更交付申請」をしていない場合、 提出必要(値引きのみの減額は不要))

- カ 確認済証または工事届の写し(増築等の場合必要)
- キ 補助金請求書
- ※1 契約書・注文請書・領収書には、印紙税法で定められている工事請負金額及び領収金額 に応じた収入印紙が貼ってあること。
- ※2 現像した写真は、用紙に貼り付け、撮影日を記入してください。 施工前の写真は工事着手の概ね1か月以内のものとしてください。

(5) その他

- ① 事業完了後、現場を確認させていただく場合があります。
- ② 補助金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、 または交付決定に付した条件に反したときは、補助金の交付決定を取り消すこともあります。 なお、既に補助金が支払い済みの場合は、補助金の返還を求めます。

5 申請者と住宅所有者が異なる場合の提出必要書類 (配偶者・親子関係の場合のみ該当)

申請者は対象住宅に居住しており、かつ所有していることが申請条件ですが、申請者と対象住宅の所有者の関係が配偶者または親子(血族・養子縁組のみ。姻族は含まない)の関係である場合に限り、補助の対象としています。

この場合、対象住宅の資産証明書または固定資産税・都市計画税納税通知書の写しのほかに、下 記の書類が必要です。

※ 対象住宅に居住している方が申請者となります。

記

申請者と住宅所有者の関係が

1 配偶者の場合

夫婦であることが確認できる書類(住民票(※)、戸籍抄本)を提出してください。 ※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

2 親子で同居している(世帯分離をしていない)場合

※ 世帯分離とは、同居しているが住民票を別世帯としていること

申請者	所有者	提出書類(関係を証する書類)
子	親	親と子の住民票(※) 又は 子の戸籍抄本
親	子	11

[※] 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

3 親子で同居している(世帯分離をしている)場合

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類(関係を証する書類)
子	親	子の戸籍抄本
親	子	П

4 親子で別居している場合…申請者は対象住宅等居住者

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類(関係を証する書類)
子	親	子の戸籍抄本
親	子	11

[※] その他、詳しくはお問い合わせください。

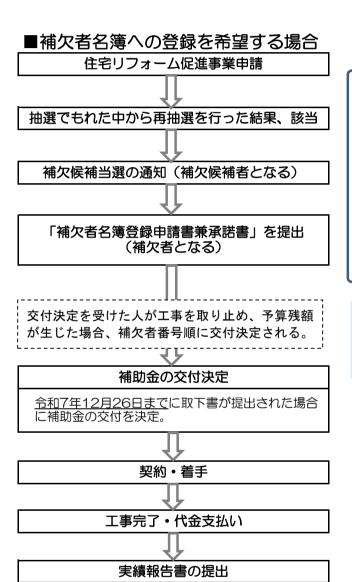
6 補欠当選について【抽選があった場合のみ】

補欠当選とは、抽選により交付対象者を決定した後、交付決定後の工事取り止め等により生じた予算残額から追加で補助金の交付を受けることができることです。

補欠候補に当選した方には「補欠候補当選通知書」を送付しますので、補欠者としてエントリーする場合は、「補欠者名簿登録申請書兼承諾書(※1)」を提出してください。

補欠者は、補助金交付を確約するものではありません。交付決定を受けた人の工事取り止め状 況次第では補助金交付が決定とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※1の書類は補欠候補当選通知書と一緒に送付します。



≪ 注意点等 ≫

◆補欠者名簿登録申請書兼承諾書 提出期限:令和7年9月上旬予定です。

※補欠者名簿への登録を希望しない場合、提出は 不要です。

◆実績報告書

最終提出期限:令和8年2月27日(金)

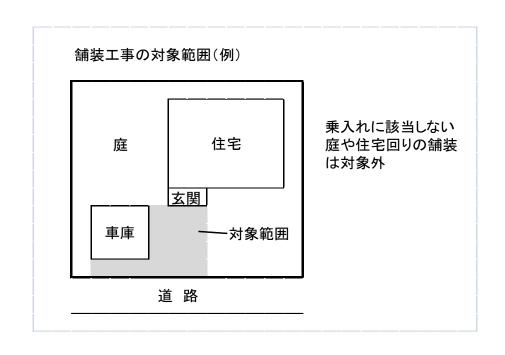
※提出方法等は、10ページの(4)補助事業実績報告書の提出を参照。

交付決定を受けた人が工事を取り止めなかった 場合は、予算残額が生じないため、補助金の交付 決定は行いません。

7 玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事及び スロープ・手すりの設置工事について

道路から玄関までの乗入れの利便性が高まることを目的に、舗装の新設・改修工事及びスロープ・ 手すりの設置工事を補助対象工事としています。

	対象工事の内容	対象外となる工事
舗装工事	道路から玄関まで、道路から車庫ま	乗入れに必要な区間(道路・玄関・
(新設・改修)	で、車庫から玄関までの間における	車庫との間)以外の舗装工事。
	舗装の新設・改修工事。	
スロープ・手すり	道路から玄関まで、車庫から玄関ま	スロープ等乗入れ区間の屋根設置工
設置工事	での間に、スロープ又は手すりを設	事。
	置し、バリアフリー化を図る工事。	



子育て・若者夫婦世帯支援枠についてご質問にお答えします。



<補助対象者>

Q 1

子育て・若者夫婦世帯とはどのような世帯 ですか?

A 1

次のいずれかの世帯が該当します。

- ①令和7年4月1日時点において、18歳未満の子で扶養を受けているものが一人以上いる世帯又は妊婦を含む世帯
- ②本人又はその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある人又は上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱(令和6年2月1日実施)に基づき宣誓をしている人若しくは他の自治体において同様の宣誓をしている人を含む。)のみで構成される世帯で、令和7年4月1日時点において、本人又はその配偶者のいずれかが39歳以下である世帯

<補助対象工事>

QZ

家事の負担に資する設備を設置する工事に ついて、ビルトイン食器洗浄機付きシステム キッチンを設置する場合、システムキッチン 全体が補助対象工事となりますか?

A2

補助の対象は、ビルトイン食器洗浄機の製品金額及びその部分の設置に伴う工事費のみです。

工事費見積書は、システムキッチン全体における「ビルトイン食器洗浄機の製品金額及びその部分の設置に伴う工事費」と「それ以外の製品金額及びその部分の設置に伴う工事費」の別が確認できるようにしください。

ビルトイン自動調理対応コンロ、掃除しやすいレンジフード、工事を伴う宅配ボックスについても同様です。

Q 3

掃除しやすいレンジフードとはどのようなものですか?

A3

カタログにおいて「自動洗浄、お掃除不要、お掃除が簡単等」 の記載があるレンジフードを指します。申請時において、その ことを確認するためカタログの提出が必要となります。

一般枠部分に関するご質問にお答えします。



く補助対象者>

Q 1

居住している家のリフォーム補助を申請したいが、家の所有者は親になっています。居住している自分が申請者として補助を利用できますか?

A 1

利用できます。その際、親子関係が分かる書類(住民票等)が必要です。詳細は 11 ページの「申請者と住宅所有者が異なる場合の提出必要書類」をご覧ください。

QZ

公共下水道等供用開始区域においては公共下 水道等の接続が条件となっていますが、供用 開始から3年以内に接続を予定しています。 補助申請はできますか?

A2

できません。

公共下水道等供用開始区域においては、公共下水道または農業 集落排水に接続済みであること、当事業の補助対象工事で接続 すること、「排水設備等計画確認申請書」をガス水道局管路課 へ提出済であることのいずれかに該当していることが条件に なります。

<補助対象工事>

Q 3

店舗等との併用住宅の場合、補助対象工事費 の対象範囲は?

A3

住居部分についてのみ補助対象です。屋根のリフォーム等で、 対象範囲が明確でない場合は、住居部分と店舗部分の床面積に 応じて、補助額を算定します。

Q 4

ルームエアコンの取り換え、取り付けは補助 対象工事となりますか?

A4

家電製品の購入設置は、製品の購入が主なので、設置工事費も 含めて対象外です。なお、室内の壁工事に伴うエアコンの取外 し・再取付費用は対象となります。

Q 5

個人でリフォームする予定ですが、材料費な ど補助対象となりますか?

A 5

補助対象工事は、施工業者を通じてリフォームを行う場合に限っていますので、ご本人が施工する場合は対象外です。

Q 6

外構工事と合わせて、住宅の外壁のリフォーム工事をする予定ですが、補助はどうなりますか?

A6

外構工事は一部を除き補助対象工事費に含みません。外壁のリフォーム工事のみが補助対象工事です。申請時に見積書の写しが必要ですが、外構工事と外壁工事の詳細が分かる見積書を添付してください。

<施工業者の条件>

Q7

工事を依頼する施工業者は市外に本社のある 業者の予定ですが、補助の対象となります か?

A 7

施工業者は、市内に本社を有する法人または住所を有する個人 事業者に限りますが、住宅等建築時の元請け業者であれば、市 外本社の法人・個人事業者も補助の対象です。

(その場合、施工業者が建築したことを証明する書類または当時の確認申請の写しの提出が必要です。)

Q8

市内本社の施工業者はどこがありますか?

A8

市では業者の斡旋はしておりませんので、建築組合等にご確認 ください。



くその他>

Q9

当初申請時から、工事内容や工事金額が変わった場合はどうすればよいですか?

A 9

補助金は申請された工事内容に基づいて交付決定しています。 そのため、交付決定後に施工業者や工事内容の大幅な変更、工 事費の減額の結果、補助金額が減額になる場合は、補助金変更 交付申請書の提出が必要となります。

Q 1 0

申請書類を書き間違えてしまいました。 修正液で修正してよいですか?

A 1 0

修正液や修正テープでは修正せず、二重線を引いて空きスペースに正しいものを記載してください。

問い合わせ先: 建築住宅課 住宅対策係 TEL: 025-520-5786

次のとおり交付くださるよう申請します。

令和 年 月 日

(宛先)	上越市長
(/ [] / []	

		住 所	Ŧ	_				
申 請 者	(ふりがな) " 氏名又は名称							
		電話番号						
	助事業の的及び内容	居住環境の向上	を図るた	上め住宅の	リフォーム	ム工事を行う	もの	
	収	入		支			出	
	区 分	金額	区	分	金	額	説	明
事業費	市補助金	① ,000円	補助対	大象工事費	4	円	工事概要	
(子育て・	自己資金ほか	② 円				H		
(子育で・若者夫婦)	計	③(①+②) 円		計	4	円		
事業費	市補助金	⑤ ,000円	補助対	 象工事費	8	円	工事概要	
費(一	自己資金ほか	⑥ 円	補助対	大象外経費)	9	円		
般)	計	⑦(⑤+⑥) 円		計	10(8)+9))		
	寸を受けようと る 補 助 金 の 額	①+⑤ , 0	00円	補 助 事完了予算	定期日		年 月	日
		4			1			
同上算出基礎				<u>円</u> ×0.		円未満は切		· 40 万円
		8			5			. ,.,.
				<u>円</u> ×0.	2 = ※千	円未満は切	<u>, 000円</u> り捨て、上限	· 10 万円
そ	の他	同意書、事業計画書、図面等 必要書類を添付						

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1) 又は(2) に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、 又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
 - □ 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

(審査欄)

補助金の名称	上越市住宅リフォーム 促進事業補助金	交付決定額	,000円
所在地コード	底地番		建築確認申請
			要 • 不要

[※]審査欄は、申請者において記載しないこと。

同 意 書

(宛先) 上越市長

上越市住宅リフォーム促進事業補助金(子育て・若者夫婦世帯支援)交付申請内容の確認のために必要があるときは、住民登録の状況、市税等の納税状況、公共下水道等への接続状況、固定資産税の課税状況、市の他の制度の活用状況について上越市が関係当局に照会を求めることに同意します。

令和	年	月	日
	住	所	
	上越市		
	同意者		

署名又は記名捺印

事業計画書

対象住宅の所在地	上越市	
	□ 専用住宅	
対象住宅の種別	□ 併用住宅□ 床面積:住居部分 m³ 住居以外の部分□ 集合住宅	m²]
	□ 附属家	
国や都道府県、本	□ 有 (制 度 名)
市の他制度による助成の有無	(対象工事内容 □ 無)
公共下水道または 農業集落排水への 接続状況	□ 接続済み□ 接続していない∫□ 公共下水道または農業集落排水が供用開始している区域□ 公共下水道または農業集落排水が供用されていない区域	
工事等内容※1		
工事予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
施工業者 ^{※2}	所 在 地 名 称 電話番号 担当工事內容 所 在 地 名 称 電話番号 担当工事內容	

- ※1 工事等内容欄については、別途、工事前写真及び図面等を添付ください。
- ※2 施工業者欄については、契約ごとに記入してください。

誓約書

(宛先) 上越市長

上越市住宅リフォーム促進事業補助金(子育て・若者夫婦世帯支援)の交付申請にあたり、現在、対象住宅に居住していませんが、リフォーム工事完了後、 事業実績報告までに住民登録し定住することを誓います。

令和	年	月	日		
<u>住</u>	所				
氏	名				

建築証明書

建築主の住所	
建築主の氏名	
建築物の所在	
住宅の種別	
工事完了年	
備 考	

上記のとおり、建築したものであることを証明します。

令和 年 月 日

(施工業者) 住 所

氏 名

電話番号

印

上越市住宅リフォーム促進事業補助金(子育て・若者夫婦世帯支援)変更交付申請書

次のとおり変更交付くださるよう申請します。

令和 年 月 日

(宛先)	上越市長
- ヘクピュノレノ	

	(7070) 11/05/1974								
		住	所	₸	_				
申	請 者	(ふり 氏名又							
		電 話	番号						
	助事業の的及び内容	居住鄧	環境の向上	を図るた	こめ住宅の	リフォー、	ム工事を行う	もの	
Λ	収		入		支			出	
	区 分	金	額	区	分	金	額	説	明
事業費	市補助金	① (,000円 ,000円)	補助対	 象工事費	4 (円 円)	工事概要	
(子育て・	自己資金ほか	2 (円 円)				円		
• 若者夫婦)	計	3(1)+2)) 円 円)		計	4 (円 円)		
事業費	市補助金	⑤ (,000円 ,000円)	補助充	十象工事費	8 (円 円)	工事概要	
$\widehat{}$	自己資金ほか	<u>6</u>	円 円)	補助対	大象外経費)	9 (円 円)		
般)	} 	7(5)+6)) 円 円)		計	()) 円)		
	更交付を受けよう する 補助 金の 額	1+5		00 円 00 円)	補助事完了予		令和	年月	日
		4			•	(1			
	上算出基礎				<u>円</u> ×0.		田井港は初	<u>, 000円</u> n 栓て 上原	
同		※千円未満は切り捨て、上限 40 万円⑤							
					<u>円</u> ×0.		・ 円未満は切	,000円	_
						※千	円未満は切	り捨て、上限	艮10 万円
そ	の他	他 変更後または減額分の見積書の写し及び図面等を添付							

※ 事業費の各金額欄の上段には、今回変更する金額を記入すること。 下段の()には、変更前(=当初申請時)の金額を記入すること。

(審査欄)

補助金の名称	上越市住宅リフォーム 促進事業補助金	交付決定額	, 000円
所在地コード	底地番		建築確認申請
			要 ・ 不要

[※]審査欄は、申請者において記載しないこと。